

石炭対策特別委員会議録 第二十三号

昭和三十七年四月六日(金曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事齋藤 憲三君

理事始岡 伊平君 理事中川 俊思君

理事岡田 利春君 理事多賀谷眞稔君

理事中村 重光君

倉成 正君

中村 幸八君

滝井 義高君

出席國務大臣 佐藤 榮作君

出席産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長)

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

通商産業事務官 八谷 芳嗣君

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 小林 健夫君

(鉱山保安局長)

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、勝間田清一郎君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を議題として、前会に引き続き質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 おとといですか、商工委員会と石炭の連合審査のときに、これからの政府のエネルギー政策について、私は質問をいたしたわけですが、

の際、通産省の企業局の方の答弁として、総合的なエネルギー政策を検討していくのは、従来あったエネルギー懇談会というものを解消して、現在ある産業構造調査会の中にエネルギー部会というものを作る、しかもこのエネルギー部会というものは、現在ある、石炭に關しては石炭鉱業審議会、あるいはまた、石油については、今回出されている石油業法に基づく審議会、加えて、電力については、電力事業の審議会がある、こういうものと連関性を持たして、これからのエネルギー政策を考えていき、その方向なり政策というものを打ち出していきたい、こういう企業局からの答弁があったわけですが、

しかし私は、考えてみますと、それぞれ単独立法において、石炭については、石炭鉱業審議会がある、油については、新しく石油業法が出されて審議会が構成をせられる、電力については、それぞれ審議会が現在設定されておる、こういうなつて参りますと、これらの上に総合的な政府のエネルギー政策というものを定めていく、あるいはまた、現実の問題として、それぞれ審議会を取り上げていく問題というものを、総合的に調整をしなければならぬし、さら

にまた、当面起きてくる問題については、それぞれそういう調整の中で、その対策も決定しなければならぬ、実はこういう性格になるのではなからうかと考えるわけです。そうなりますと、私は、やはり強力な審議機関を作つて、総合エネルギー政策というものを確立する、こういう立場において、当然、総合エネルギー政策の審議調査会の一つの部会として設定するのでなくして、やはり単独的に通産省内に設置していかるべきではないか、

実はこう考えるわけですが、しかも今日まで、法に基づかないでエネルギー懇談会というものがあつて、通産省内部の意見の統一という問題については、各局の局長構成からなるエネルギー懇談会というものがあつて、こういう方向で調整なり、あるいはまたエネルギー政策についていろいろ検討して参つた、私は考えるわけです。しかしながら、今日、これだけエネルギー問題が大きい世論の中で問題になり、しかもエネルギーが鉱工業生産の伸び以上に、毎年一〇%以上も伸びている、こういうエネルギーのわが国の産業拡大に伴う伸びから考えて、一つの重要な通産省としての政策の柱になる、こう考えて参ります場合に、私はエネルギー基本法を作るべきであると思ひますけれど

も、それまでの一つの措置として、やはり単独の審議機関を当然作らなければならぬのではないかと、また当然そうあるべきではないかと、こういう見解を持つておるのですが、一応この点についての見解を承つておきたいと思ひます。

○今井(徳)政府委員 エネルギー全体の政策の問題は企業局が担当いたしておられますので、その方からいろいろ答弁があつたと思ひますが、石炭局の立場としましては、御指摘のように、総合エネルギー対策というふうなものを、これからの場合には、ここで強力なエネルギーの審議機構を設ける、このためには単独のそういうものを新設した方がいんじゃないかということ、かねてから石炭局の考え方として、は打ち出しておつたわけですが、

が、実際問題といたしまして、通産省の設置法はすでにこの国会を通過いたしましたわけですが、それに実質的にはこの産業構造調査会がもうすでに動き出しておられます。これの部会を活用した方が効果が早いという実益もございまして、この取り扱いはほとんど単独の審議会を設けたと同じような扱いにすれば、十分目的は達するんじゃないかという考え方で、通産省としましては、このエネルギー関係は単独の部会ではございませぬが、特別の取り扱いにする、しかもこの部会には石炭鉱業審議会なり、電気審議会なり、それぞれ審議会の代表メンバーが入つていただくということにしますれば、実質上は同じ運用になるんじゃないかと

いろいろに考えまして、通産省としては一応そういう方向でこの問題を取つ組もう、こう思つておられますが、本日閣議決定をいたしまして、通産省内に強力な審議機構を設けるということになつておられますので、この見地からさらに法律を出して新しいものを作るといふ問題については、今いづれにするかという問題を新しい見地から実は検討を直しておるといふ段階でございませぬ。しかしいづれにいたしまして、早くこの問題を取り上げていくということがやはり重要でございませぬので、とりあえずこの構造調査会の部会を、先ほど私が申し上げましたような形で出発させて、あとで新設のものを作つてそれに切りかえていくというふうな運用をした方が、実際問題としてむしろ効果があるんじゃないか、実は私はそういうふうに考えております。その点は、いづれにするかということについてはなおまだ検討中でございます。ちよつとその辺の答弁については保留させていただきます。

○岡田(利)委員 そこで、私はもちろん形式にこだわるわけではありませんけれども、実質的に今日多くの人から期待をされておる総合エネルギー政策の確立について、十分その使命が果たし得る機構を作ることが非常に大事な問題だと思ひます。今審議会はやはりどうか非常に審議会が多過ぎて、あまり審議会が多過ぎるのではないかと、実にこういう批判もあるわけでありませぬけれども、私はこのエネルギー

の審議会を設けたら、これはもう十分に目的は達するんじゃないかという考え方で、通産省としましては、このエネルギー関係は単独の部会ではございませぬが、特別の取り扱いにする、しかもこの部会には石炭鉱業審議会なり、電気審議会なり、それぞれ審議会の代表メンバーが入つていただくということにしますれば、実質上は同じ運用になるんじゃないかと

いろいろに考えまして、通産省としては一応そういう方向でこの問題を取つ組もう、こう思つておられますが、本日閣議決定をいたしまして、通産省内に強力な審議機構を設けるということになつておられますので、この見地からさらに法律を出して新しいものを作るといふ問題については、今いづれにするかという問題を新しい見地から実は検討を直しておるといふ段階でございませぬ。しかしいづれにいたしまして、早くこの問題を取り上げていくということがやはり重要でございませぬので、とりあえずこの構造調査会の部会を、先ほど私が申し上げましたような形で出発させて、あとで新設のものを作つてそれに切りかえていくというふうな運用をした方が、実際問題としてむしろ効果があるんじゃないか、実は私はそういうふうに考えております。その点は、いづれにするかということについてはなおまだ検討中でございます。ちよつとその辺の答弁については保留させていただきます。

の審議会を設けたら、これはもう十分に目的は達するんじゃないかという考え方で、通産省としましては、このエネルギー関係は単独の部会ではございませぬが、特別の取り扱いにする、しかもこの部会には石炭鉱業審議会なり、電気審議会なり、それぞれ審議会の代表メンバーが入つていただくということにしますれば、実質上は同じ運用になるんじゃないかと

いろいろに考えまして、通産省としては一応そういう方向でこの問題を取つ組もう、こう思つておられますが、本日閣議決定をいたしまして、通産省内に強力な審議機構を設けるということになつておられますので、この見地からさらに法律を出して新しいものを作るといふ問題については、今いづれにするかという問題を新しい見地から実は検討を直しておるといふ段階でございませぬ。しかしいづれにいたしまして、早くこの問題を取り上げていくということがやはり重要でございませぬので、とりあえずこの構造調査会の部会を、先ほど私が申し上げましたような形で出発させて、あとで新設のものを作つてそれに切りかえていくというふうな運用をした方が、実際問題としてむしろ効果があるんじゃないか、実は私はそういうふうに考えております。その点は、いづれにするかということについてはなおまだ検討中でございます。ちよつとその辺の答弁については保留させていただきます。

の審議会を設けたら、これはもう十分に目的は達するんじゃないかという考え方で、通産省としましては、このエネルギー関係は単独の部会ではございませぬが、特別の取り扱いにする、しかもこの部会には石炭鉱業審議会なり、電気審議会なり、それぞれ審議会の代表メンバーが入つていただくということにしますれば、実質上は同じ運用になるんじゃないかと

いろいろに考えまして、通産省としては一応そういう方向でこの問題を取つ組もう、こう思つておられますが、本日閣議決定をいたしまして、通産省内に強力な審議機構を設けるということになつておられますので、この見地からさらに法律を出して新しいものを作るといふ問題については、今いづれにするかという問題を新しい見地から実は検討を直しておるといふ段階でございませぬ。しかしいづれにいたしまして、早くこの問題を取り上げていくということがやはり重要でございませぬので、とりあえずこの構造調査会の部会を、先ほど私が申し上げましたような形で出発させて、あとで新設のものを作つてそれに切りかえていくというふうな運用をした方が、実際問題としてむしろ効果があるんじゃないか、実は私はそういうふうに考えております。その点は、いづれにするかということについてはなおまだ検討中でございます。ちよつとその辺の答弁については保留させていただきます。

の審議会を設けたら、これはもう十分に目的は達するんじゃないかという考え方で、通産省としましては、このエネルギー関係は単独の部会ではございませぬが、特別の取り扱いにする、しかもこの部会には石炭鉱業審議会なり、電気審議会なり、それぞれ審議会の代表メンバーが入つていただくということにしますれば、実質上は同じ運用になるんじゃないかと

いろいろに考えまして、通産省としては一応そういう方向でこの問題を取つ組もう、こう思つておられますが、本日閣議決定をいたしまして、通産省内に強力な審議機構を設けるということになつておられますので、この見地からさらに法律を出して新しいものを作るといふ問題については、今いづれにするかという問題を新しい見地から実は検討を直しておるといふ段階でございませぬ。しかしいづれにいたしまして、早くこの問題を取り上げていくということがやはり重要でございませぬので、とりあえずこの構造調査会の部会を、先ほど私が申し上げましたような形で出発させて、あとで新設のものを作つてそれに切りかえていくというふうな運用をした方が、実際問題としてむしろ効果があるんじゃないか、実は私はそういうふうに考えております。その点は、いづれにするかということについてはなおまだ検討中でございます。ちよつとその辺の答弁については保留させていただきます。

○岡田(利)委員

○岡田(利)委員

ギーの場合については、単なる従来の感覚に基づいた審議会であつては、十分その機能を果たし得ないと思ふ。私に言わしめるならば、これはエネルギー政策委員会といふべきか、あるいはエネルギー名称によつて代表されるような性格、そういうものが考えられなければならぬと思ふわけだ。いわゆる総合エネルギー政策を打ち出し、あるいはまた、当面の問題としていろいろな各エネルギー産業の調整等をはかつていく、こういう問題が実は出て参ると思ふけれども、しかしその考え方としてはエネルギー政策委員会、こういうような名前によつて代表される性格でなければならぬのではなからうか、こう実は考へておられるわけだ。ただいま、イギリスにおいても動力省があり、その中にエネルギー政策局というものが設置されて、いわゆる行政機構上そういう機能を果たしてある。これは単に固有機関という、形態が違ふからさうであるというのではなく、西ドイツの場合においてもやはり同様エネルギー政策という問題が非常に大きなウエイトを持つておられるわけだ。しかもOEECの場合においては、そういう権威のある機関を作つて、むしろ自国のエネルギー政策だけではなく、共同体そのものの全体的なエネルギー政策の調整をはかる、こういうところまでヨーロッパの場合には進んでおられるわけだ。それから、そういう意味で、一体そういう性格を考へておられるのか、そういう点についての見解を承つておきたいと思ふわけだ。

○今井(博)政府委員 これは、審議会ではなくて、政策委員会のような、行政機構的なものを考へる、こういう御意見だと私は押しますが、私も審議会というふうな機構では、強力なる政策の実施というものには不十分であると思ひます。従つて実際にこのエネルギー政策を進めていくには、当然行政機構の問題も議論になると考へておられます。こゝに審議会ではなくて、やはりそういう行政的な機能を持った委員会を作る必要があるのじゃないかというところは、石炭局サイドとしてはそういう意見をかねがね実は申し出ておられるわけですが、やはり行政機構全般の問題とからみまして、まだそれが熟するに至つておりませんが、そういう御意見を私は体しまして、今後ともそういうものの実現に一つ大いに努力したいと考へておる次第でございます。

○岡田(利)委員 基本的な問題はまた大臣が来てからお伺いすることにしまして、次に五千五百万トンの問題であります。特に事務ベースに関する問題について質疑をしておきたいと思ふわけだ。それは五千五百万トンの生産規模の中で、特に原料炭生産については、これは将来のわが国の鉄鋼生産の伸びから考へ、また所得倍増計画に基づく目標年次における原料炭の輸入状況から考へて、国際収支の面、あるいはまた、わが国の産業の拡大を通じて雇用問題等も考へていくという場合になりまして、原料炭開発というものは非常に急務になってくるし、大胆積極的に取り上げていかなければならぬ問題だと思ふわけだ。ただ、私ここで原料炭開発の前問題としてお伺いしたいのは、今日すでに富士製鉄の場合においては、これが企業の実施段階に移されて

おられるわけだ。今年、大体一般炭七千五百トンを買ひ入れて、これを原料炭とミックスして原料炭を併合して製鉄を開始をする、これは実施をする段階に実は来ておられるわけだ。原料炭は非常に火つきが悪いわけだから、一般炭の非常に火つきのいいものをこれと併合いたしますと、非常に火つきがよくて、製鉄関係でむしろ効率が高くなる、こういう実験のデータがすでに出て、七千五百トンというものが製鉄に回されるという段階になつてきておられるわけだ。そうすると、一般炭の中で、特にそういう一つの特徴な炭を作つてこれを製鉄に回すという場合と、もう一つは、三池の石炭によつて代表される、準原料炭といふような、あるいはまたそのままでも、外国の強粘結の石炭とこれを混炭することによつて原料炭に向けられる、こういう一般炭があるわけだ。各企業がそういう形で努力をして、一般炭の中でも製鉄関係に向けられる、原料炭扱いにできる炭を作つて供給した場合には、今の五千五百万トンのワクからはすすべ積極的に奨励することによつて、五千五百万トンで一応一般炭の需要は押えておられるので、各企業は努力をして、これを原料炭に向けられるように一つの施策をする、混炭設備等を作つてそういう炭を回す。今私が申し上げたように一般炭でも、すでに今年から製鉄会社が引き取つて、これを実用化する段階である。こういう炭は、その分はワグ外で増産してもよろしい、炭を出してもよろしいのだというところになれば、特にそういう努力が企業間で行なわれると私は思ふんです。そのこと

が国際収支の面から見ても、非常にプラスになると思ふんです。この点事務ベースの段階として、そういう面の検討をなされておられるかどうか、これをなされる考へがあるかどうかをまず承つておきたい。

○今井(博)政府委員 原料炭につきましてもその通りじゃないかと実は考へて、原料炭をとにかく増産することは、国際収支の問題から見ましても非常に重要であるし、しかも経済ベースに一番乗せ得る石炭の増産でございます。これは積極的にかから取り上げたらい、資金の配分におきましても、原料炭重点主義というものを打ち出したと思つております。ただ問題は、そういう原料炭が出る場所がある程度限定されているところ、と申しますのは、相当交通の不便なところがございます。まして、経済ベースに乗り得るような意味での原料炭の生産ということになりますと、場所も非常に限定されてくるという問題もございまして、それから原料炭を掘りますと、一般炭が一緒に出てくる。これは場所によつて違ひますが、やはり三割から四割くらい一般炭が出てくる。こういう問題がございまして、今日までそういう原料炭の問題を積極的に取り上げるのに若干ちゅうちょいいたしておりました。御指摘になりましたような観点から、原料炭問題については五千五百万トンというワクをあまり固定して考へないで、合理的な増産を考へたい、こういう計画をしておきたい、してみたいと思つておる次第でございます。

○佐藤(国務)大臣 今事務当局がお答えしたことに、私の感じを率直に申し上げたいと思ひます。

一般的に申しますならば、強粘結炭あるいは弱粘結炭、さらにまた強粘結炭と一緒にして使うことによつて十分効果を發揮し得る、かように考へられる炭については、これに制限を加えるというのはいかかと思ひます。そういう意味において、今後の施策として新しいそういう山の開発に積極的な方向に進むべきだ、この点についてはこれはもう議論のない点だと思ひます。本日政府が閣議決定いたしましたのも、実はそういうことでございます。ただ、そのお話のうちにあります、五千五百万トンのワク内なりワク外なりや、この問題になりますと、これはもう少し議論をしないと詰まらないことじゃないかと思ひます。御承知のように、一面において、積極的に新鉱山を開発すると申しましても、これはやはり経済ベースに乗るといふことが基礎でなければならぬ。これを基礎に乗せるための、ただいまの五千五百万トンの計画であります。従いまして、現在掘つておられるものと新鉱山と合して、一応のワク、経済ベースに乗る五千五百万トンというものを考へる。しかしながら、経済ベースに乗るものがさらに拡大し得る、こういう結論になれば、私も五千五百万トンにこだわらぬつもりはございません。この点は、今までもしばしば申し上げた点でございます。ただ岡田委員の御指摘になりましたように、五千五百万トンのワク外であるとかワク内であるとかいふこと、これは本来の議論じゃないだろうと思ひますので、どこまでも経済性を高めて、しかる上で新鉱山も開発する、こういうことを一つ御考慮願ひたい。

なお、補足して申しますならば、この経済性に乘るといふことは、現在、労使双方の責任においてのみこれを解決しろ、そういうきつことを私は申しておるわけではございませんし、また、政府の責任において経済ベースに乗せると言われることが、それがもしワクの外だという意味だとすると、私ももちろんと賛成しかねる。これは政府並びに労使三位一体になって、また、さらに消費者も加えて、十分石炭産業という国内エネルギー源については理解を深めた立場においての結論、こういうふうに私考えておりますので、誤解のないように御了承いただきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 現在の基本問題部会で設定している五千五百万トン、この場合は、いわゆる需要の面では一応現状の見通しの上立ってその引き取りを長期安定化するという事で、長期取引協定が設定されておるわけですが、ですから、言うならば五千五百万トンのうちに占めておる一般炭というものは、おのずからもうはつきりしてくと私は考えるわけですが、ただ、今大事なことは、単に原料炭の山だけを開發するというだけではなくして、今大臣が言われたように、企業家も積極的に、長期に安定でき得る銘柄を作っていく、こういう努力がなされていかなければならぬと思ひわけです。しかしながら、今日非常に合理化のテンポが速いために、そういう点についての創意性というか、そういうものがなかなか実施されないといううらみがあると思ひます。ですから、大臣が来る前に私申し上げたのでありますが、一般炭のうち特に灰分が一〇〇程度、〇・九くらい、あるいはまた揮発分が

非常に高いと火つきがいいという点で、すでに富士製鉄ではこれを今年一万吨計画で一応七千五百万トン引き取るといふ長期の協定を既に実施いたしたわけですが、今年度からそれが実用化されるといふ段階になってきておるわけですが、そのための努力というものは非常に大へんなものであつたわけですが、約五年間、製鉄会社の言うなりの洗炭をし、サイズ等をそろえて、サンブルを送って、今日よりやく実用化の段階になったという態勢なのです。そうすると今後とも、そういう企業家の創意性を發揮させるためには、そういう原料炭に準ずる、いわゆる市場が非常に大きい面に向け得る石炭が出た場合には、今業界は自主調整をしておるわけですから、そういう面ははずかかなんでから、これはワク外に見ていいのじゃないか、その方がむしろ積極的ににせういふ意欲を奨励することになるのじゃないか。たとえ三井三池ですと、ものすごい増産になるところが、三井三池はコストが安くて経済ベースに乗るから、ほかがどうなつても、自分のところだけは増産していいというわけには政策上参らぬと思ひます。やはりある程度、五千五百万トンのペースでそれぞれの自主生産のワクと

池で準原料炭に属する現在の一般炭銘柄を、これを水で洗つて硫黄分を取るという努力をせし、あるいはまた強粘結と混炭させて、弱粘結の新しい、混炭による銘柄ができて、それが原料炭に向けられるということになります。これは国際収支の面から見ても非常にけつこうな話なんです。創意性をとんとん生かして実施をさせる

ためには、そういう努力した面については、これは市場があるわけなんですから、そういう点についてはある程度弾力性を持つてワクを見てやろうということになれば、当然そういう意欲が各企業に出てくるのではないかと。それから、五千五百万トンのワク外内という問題でなくして、一般炭を原料炭の方向に切りかえていく、そういう努力をさせる意味においては、少なくとも今業界がやっている自主生産調整については、ある程度の配慮を払つてやるべきではないか。今の場合、まだ一万吨ぐらいですから、わずかで、これはお話になりませんが、三井三池のような場合にそういうことが実施されるとすれば、やはりある程度まとまった、十萬、二十萬あるいは三十萬トンという量になっていくと私は思ひます。原料炭開發も大事であるが、むしろ一般炭をせういふ方向に向けさせることによって、長期に今の企業が安定し、経済ベースにも乗って、いわゆる需要の面も確保できる、こういう点には私はなと思ひます。そういう点については、単に原料炭の開發だけではなくして、一般炭をむしろ原料炭に向けられるような点も十分考慮すべきではないか。そういうためには、企業も大いに努力するわけですから、そういう場合の生産量の面についてはある程度考慮してやる、こういう方が意欲がわくのではなからうかということを実は申し上げておるのでありまして、せういふ点の見解をお聞きしておきたいわけですが。

○佐藤國務大臣 岡田さんのお話、そのまま何と私も別に反対する筋はございません。ただ非常に誤解を受けやすいと思ひますことは、工夫をすれば

ぼどの炭でもやれるんじゃないか、こういうことになりまして、今の技術上なりの受け入れ側の理解が不十分だといふ点がございますので、これはなかなかいかならないんじゃないかと思ひます。いわゆる五千五百万トンというもののワクをはずせよという意味から申して、一番わかりにくいものは原料炭だ、これはもう強粘結に限らず、弱も含めていろいろ考え方だと思ひます。しかしその考え方では、少し拡大し、一般炭にも及ぶじゃないか、こういうふうに御理解をいただくことが必要じゃないか、かように思ひます。それとも一つ、今の、三井はせういふ条件でやつておるか、あるいは北炭はせういふ条件でやつておる、その条件に合わないものを無理やりワク内に入れようとするところに実は無理がきますので、その辺は十分業界なり、私どもの中に入りまして、無理のない形がいいのじゃないか。今回の政策決定も、せういふ意味でどこまでも労使双方、消費者の理解を得、そして政府もせういふ意味で責任を持とう、こういう観点でありますので、その観点に立つて取り上げ得るものは取り上げていく、こういうことにならないといふかぬというふうに思ひます。どうも抽象的な話をしましてことに恐縮でございますが、ただいま述べた御指摘になりました点について、私の感じを率直に申すと、ただいまのような次第でございます。

○岡田(利)委員 政府としては、当面五千五百万トンに固定するかわりに、スクラップ・アンド・ビルドをやつて経済性を高めていく、こういう方針で進んでおるわけですが、そのことを私は否定しておるわけではないわけですが、

現在、長期取引協定というものが紳士協約で確保されておる、こういう考え方を分解すれば、原料炭は一千五百万トンから一千五百万トン、一般炭は四千五百万トン、こう分解ができるわけですが、せういふ意味では、五千五百万トンという数字は、むしろそのまま使わなくてもいいと思ひます。原料炭は開發計画も含めて何ぼ、それから一般炭は四千三百三百万トンなら四千三百万トン、この分析をして、しかも一般炭で相当の犠牲を払い、炭価の面でも犠牲を払つて、ドイツのルルギー会社のように、一般炭をコークス化して市場に使える銘柄を作る、こうなつて参りますと、せういふ点については、ある程度配慮を払えば相当弾力的に運用ができることを考えるわけですが、また、せういふことをある程度弾力的に運用することによって、企業家の意欲も大いについてくるだろうし、しかも炭鉄側と鉄鋼会社なら鉄鋼会社とお互いに技術提携をして、今鉄鋼会社はそれぞれエネルギー研究所というものがあつますから、せういふものと提携して積極的にやつていく、こういう意欲が自主的に出てくると思ひます。ですから、せういふ意味では五千五百万トンを分解して、これから政策として進めるといふこともむしろ積極的に考えるべきではないか、こう考えるのですが、いかがですか。

○佐藤國務大臣 先ほど来申し上げておる点で、ただいま岡田さんは五千五百万トンというものを一応了承していいよというように御発言でございまして、私は五千五百万トンをせむと承り、承り、承り申すわけではございません。ただ、せういふものまでとつて政

府の基本線は堅持してもよろしいと言われ、それは一定のカロリーの高いものが必要である。カロリーの低いものは結局炭が安いのだ、こういうことだから、カロリーの高いものを考えます。しかしながら低カロリーのものについても、特別な工夫をすれば、それは使えるのだ、そういう意味から野党をあげて、山元の発電というか、非常に限られた狭い範囲の山元発電でなしに、広い範囲において石炭の使用の範囲を拡大しろ、こういうことは私も努力して参るのでございます。だから、そういう意味の政府の真のねらいを御理解いただくことが一番大事なことだ、かように申せば、私もおもいます。かように申せば、政府の主張も非常に明確になるのではないかと。どうか御理解をいただきたいと思っております。

として電力等で使用するものについて、それは一定のカロリーの高いものが必要である。カロリーの低いものは結局炭が安いのだ、こういうことだから、カロリーの高いものを考えます。しかしながら低カロリーのものについても、特別な工夫をすれば、それは使えるのだ、そういう意味から野党をあげて、山元の発電というか、非常に限られた狭い範囲の山元発電でなしに、広い範囲において石炭の使用の範囲を拡大しろ、こういうことは私も努力して参るのでございます。だから、そういう意味の政府の真のねらいを御理解いただくことが一番大事なことだ、かように申せば、私もおもいます。かように申せば、政府の主張も非常に明確になるのではないかと。どうか御理解をいただきたいと思っております。

トン、こう想定したことは当たっておもうのです。そう狂っていないかと思っております。今年六千五百万トンというけれども、私の検討では、六千五百万トンというものはそう案に出る炭ではない、五千七百万トンから五千八百万トンくらい、現状の山を固定してもその程度ではないか、むしろ私はそういう見解を持っておるわけですね。ですから私は、五千五百万トンというものは、もちろんこれからの合理化基本計画とどの程度の効果を上げるのかというところによって、大臣が言うように相違は変わってくる問題だ、こういう理解の上に立って質問をいたしておるわけですね。

最近は大いぶこの点について検討しなければならぬ要素も生まれてきたように私は考えておるわけですね。そうすると、エネルギーの価格政策というものは、やはり将来にわたる電気料金の価格政策といえますか、そういうものがはつきりしなければなりませんし、そういう意味においては、今の制度がまっとうから悪いという意味ではなくて、重大な再検討をすることが必要ではないか、こう私は考えるわけですね。そのことによって、石油業法による石油の価格の問題あるいは石炭の将来の価格の問題を中心にしてこれが検討され、力料金を中心にしてこれが検討され、総合的な価格政策を自信を持って打ち出すことができる、こういうことにならざるにやないかと思っております。ですから、そういう意味では、今の制度が悪いとか何とか、そういう議論をする前に、もうそういう悪いの問題でなく、総合的に検討するという立場に立って、各エネルギー間の価格、料金決定等の問題について再検討すべきではないか、こう思うのですが、見解いかがでしょうか。

○岡田(利)委員　そこで、合理化計画に基づく千二百円の炭価の引き下げであります、私は千二百円とか千三百円とか、価格引き下げについては、下げ得るならばまだ下げた方がいいわけですね、これについて、無原則に安いからいいという意味ではなくて、ある程度現在の競争エネルギー間の価格と比較してみても、石炭の場合にはまだ努力の余地があつて、改善されるものならば安い方がいいと思つておるわけですね。ただし問題なのは、今日石炭の価格の問題としてヨーロッパ等の諸国を考へる場合に、石炭価格というもの、もちろん日本の事情とは違いますが、まあ大体固定化された感じがするわけですね。しかも価格をその時点から比較すると、ほかのコストは下がつておるのですけれども、やはり人件費が上がつてきて、労務賃がコストにはね返つてくるというふうな面において、ドイツにおいても、イギリスにおいても、フランスにおいても、その結果として価格はあまり変わりがない、こういう傾向にあるわけですね。ですから相当生産性が上がつても、価格は下がらない、むしろイギリスの場合には、今年の春ですか、去年の暮れですか、石炭価格はむしろ若干引き上げるといふような傾向すらも出ておるわけですね。日本の場合には合理化の過程にあるわけですね。しかし、合理化の過程であるから政治的な配慮で、ここであまりものを言うことはどうかという面はわかりますけれども、少なくともここ五年なり十年の展望に立った場合、最も競争する石油価格の長期想定と石炭価格の面を考へてみなければならぬと思つておるわけですね。そうすると八千四百円に対する千二百円という方針

が打ち出されたのでありますが、すでに油は七千円を割つておる。しかも石油業法ができて、今のアブノーマルな価格を安定的な価格に固定するといふ事か、そういう安定価格の方向に引き戻すとしても、C重油大体七千四百円前後くらいになるのではないかと、相当長期的にその価格が続いていくのではないかと私は見るわけです。そうしますと、千二百円下げても、C重油八千四百円に対するコスト・ダウンといふ事か、当初基本計画を立てた場合と比較しては、まだどうして相当長期的に開きが出てくると思ふわけです。この開きを埋める努力、技術改善、こういうものは当然積極的に行なうべきであらうと思ふわけです。しかしながらどうしても、自由価格競争させて価格のつり合いがとれるという事には、七年ないし十年の展望に立つた場合に、どこを檢討してもそういう結論は出てこないわけです。しかし政治的な配慮からいって、今ここで長期の展望に立つてそれが競合できないとすれば、石炭産業についてはある一つの限度において保護政策といふ事か、そういうものを考慮していくという結論が必然的に導き出されてくると思ふのです。それを今言うことは政治的にマイナスであるという面は、一つの政策を進める場合に理解できるのですけれども、しかし認識として、私のそういう認識があまりおぼつかないか、お伺いしたい。

○佐藤国務大臣 石炭と石油と自由な立場において競争させる考へはない、こういうことを政府と申しますか、私自身がしばしば申し上げております。自由な立場において競争させるという事は考へておらないが、コスト・ダウンというか、その目標を示さないで、経営をやつていらつしやい、そしてまた目標も示さないで、あるがままの姿で自由な競争をなさいということ、石炭産業に非常に御迷惑なことを考えますので、各界が了承したものと考へますので、各界が了承した千二百円下げという目標のもとに、ただいま労使双方の工夫を願つておるわけですね。同時に、政府自身もその実現に努力する、こういうことで今日まで経緯いたしておるわけでございます。でありますから、根本的な思想においては、ただいま岡田さんが言われるように、石炭と石油を価格の点において自由に競争させ、こういう考へ方を実は持つておるわけではございません。しかし、少なくとも石炭産業は第一目標のものは達成して下され、こういうことを実は申しておるわけでありませう。また本日閣議決定におきまして、残りの分の価格引き下げについては、三十七年度、三十八年度の振り合いの問題については、近く開かれる審議会において結論を得て、その上で決定しよう、こういうことを実は閣議決定いたしましたわけでございます。今後の残つておる部分は、時期的に三十七年度に入つておる今日まだきまらない状況でございますから、やや時間的なズレは出てきておる、こういうことだと思ひます。ただ私も今までの説明でやや不足し、政府の意図もそういう意味で非常に誤解を受けていたんじゃないかと思ふのですが、それは何かとしまして、今回の閣議決定を見るに際しまして、これは強く私自身が感じ、同時に反省をいたしておるの、合理化遂行に非常に責任を持つておる結果、石炭産業に対する将来についての積極

的な面がやや等閑視されておる、政府はいわゆる合理化には非常に熱心だが、石炭の将来というものについて希望を持つていないんじゃないか、こういうような感じを実は与えていたんじゃないかと思ふ。しばしば私は国会を通じて、その他の席を通じて、基本産業である石炭産業をして、これを安定産業たらしめる、こういうことは公表もし、確約もし、その意味においての努力もいたして参つておりますが、どうもこの点が十分の御理解をいただけていない。むしろ合理化という形だけ強く出、むしろそれが人員整理とか、あるいは離職者に対する政策だとか、そういう点については熱意があるが、ただいま申し上げる長期にわたる石炭産業の将来性については積極的に与へていたんじゃないかと思ひます。で、きよりの閣議決定に際しまして、今生じておる現象に対する政策はもちろんのことだが、本来の石炭産業の長期にわたつての基礎産業としての安定的な成長という事についての政府の熱意を十分示すことが必要じゃないか、かように実は思つてございませう。先ほど来いろいろ御意見が出ておりますが、この点について政府が本筋のことはもちろん考へておるんだ、こういうこと御理解をいたさなくと、今やっておりますそれぞれの処置についての御理解等も、在来の感じよりも幾分変わるんじゃないか、こういうように思ひます。ただいままでの説明等においてやや欠ける点あり、かように私自身反省をいたしまして、感ずる点を率直に付言して、ただいまの、価格千二百円下げの問題についての今後の扱

い方、これは結局審議会の答申を経てやるんだという、その結論を御了承いただきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 私も石炭産業の合理化の問題については、ずいぶん今までの具体的な意見が開陳され、さらにまた、政府の施策もなされてきたわけですが、問題は長期の石炭産業の展望に對する政策というものが、なかなか今まで打ち出されなかつたわけですね。佐藤産産大臣になりましたから、この問題について根本的に触れられて、これからの長期の展望に立つ石炭産業は、わが国の場合一体どうあるべきなのか、こういう方向に触れられてきたことを非常に同慶に思つておる。そこで私はその問題を一步具体化して考えます場合に、いろいろ世に上りわかれておるのであります。また私も昨年の臨時国会で大臣に申し上げましたように、現行合理化法の体系というものは、そこまで触れる仕組みには一応なつておつたわけですね。ただあまりにも性急なために、合理化の進行の方向は、人員整理とか生産性を上げるという点にはずいぶん力点が置かれて進められてきたのであります。未開発炭田の開発なり鉱区の調整という問題は、全然法律運用が今日までなされてきておらなかつたわけですね。それがよりやく今日基本問題に触れることによつてその面が生かされていくということ、これは、非常に同慶の至りだと思つておる。そこで私ここで考へること、これは、これからの山がそういう重点的な施策によつて開発をされていくという場合、当面は開発地点における鉱区の問題というものは私はほとんどないと思つておる。ここ三年や五年という面では、別に鉱区の問題はないと思つて

です。極端に言へば十年、二十年ない個所もあると思つておる。しかし私は、これからの山の開発は合理化政策に基づいてやるわけなんですから、大体その地域における炭層の賦存状態をすでも調査が完了しておるわけですね。もつと五年なり十年あるいは二十年先になると、鉱区の問題が出てくるわけですね。しかしそれは今の問題ではないから今すぐ解決する必要がないという意見は、誤りだと思つておる。縦坑なら縦坑、斜坑なら斜坑を開き、場合によっては、どれだけのフィールドを、一体この穴を掘ることによつて、賦存されている炭を採掘するかという条件によつて、この開きかきまらるべきだと思つておる。ですからここに開きかきをする事によつて、少なくともそのフィールドというものは全部その穴によつて採掘し得るし、されなければならぬということになります。その間に鉱区の問題があれば、事前に私は調整をしておくべきだと思つておる。そうしますと、この穴はとにかくその調整された全地域の石炭を採掘するのだという、初めからそういう前提に立つて斜坑が開発され、縦坑が開発される。坑道の展開についても、通氣の配置についても、設備についても、初めからそういう計画でやりますから、むだがなくならず私は思つて、非常に合理的に坑内設計、開発設計というものができると思つておる。その点についての大臣の見解を承りたい。

○佐藤国務大臣 ただいま御指摘の点は、私も賛成でございます。ただいま現実に通産省で取り組んでおります方向を局長から説明させていただきますので、お聞き取り下さい。

○今井(博)政府委員 未開発炭田の鉱区調整の問題につきましては、実は協議会を法律上設置することになっておりましたが、実際問題として当面その必要がないということで、実は今日までその開会を延ばしておたのでございますが、ただいま御指摘のような趣旨、また、これから未開発炭田というものを力を入れなければならぬという両方の観点から、ちよつと一カ月ぐらいいになります。鉱区調整の第一回協議会を正式に開きまして、行動を開始いたしましたような次第でございます。非常におくれればでございますが、將來のことを考えまして、ただいま、その問題にこれから一つ大いに取り組みたい、こう考えております。

○岡田(利)委員 この問題は、今の答弁でも同感なわけですが、ところがもう一つ問題なのは、スクラップする炭鉱の場合は、これは全然問題はないわけですが、維持群の中でも相当長期に続く維持群—それから増強群の場合ですと、これは当然のことだと思つて、増強群の場合だけを取り上げて申し上げますと、大体フィールドのきまつている炭鉱も実は非常に多いわけですが、そういう場合には、私は全然問題の対象外だと思つて、しかし増強群の場合でも、まだ完全にフィールドがきまつていない箇所があるわけなんです。ですから、これはほとんど増強をしていく。ところが、炭鉱の坑道というものは重要な財産ですから、少なくとも全地域における採掘可能な地域を前提にしてのみ坑道の規模が決定され、開発が進められていくと考えるわけですが、そうしますと、当然増強群の場合でも、將來の展望からいって、鉱区の問題が出てくるわけですが、

ね。私はこれは未開発炭田の場合と同様に、この面はある程度考慮しなければならぬ問題ではないか、こういう感じがするわけですが、いわゆるおつかなびつくり、向こうは北炭でこつちは住友だから、住友の方から掘つていって、これは將來どうなるかわからぬ。向こうの方が、こつちは掘るぞといえ、そこまでは坑道を延ばす、その場合に、初めから消極的な意味で坑道を掘さくする場合と、それを一応前提にして積極的に坑道を掘さくする、こういう場合が出てきます。ところが炭鉱は、坑道にもついでに金がかるわけですね。何億という金がかかるわけですが、ですから、そういう増強群についても、今の合理化法では、鉱区の調整の機関が設置されても、これは未開発炭田の開発にのみ付属する鉱区の開発調整機関であるわけですが、そうしますと、そういう増強群の場合、それぞれフィールドを決定してある。そして思い切つて合理的にビルド・アップできる方向で一つ設計を組んでほしいということになりますと、これをあつて程度調整してやらなければならぬという問題が出てくると思つて、これは比較的大手の場合が多いわけですね。しかし、それは十年先だから、まだ当面の問題ではないということでは置かれておるわけですが、それをやれば、そういう必要があれば、これは業者から、企業家からむしろ申請さして、こういう点について、こういう計画でいつたら、非常にビルド・アップの方向で長期に安定をするし、非常に望ましいというふうな意見が出た場合に、それと関係のある者の意見を聞く。実はこれは現在まで全然行なわれていないと、私は言つておるのじゃないので

す。これは業者間の自主的な話し合いによつて、ある程度やられておるわけですが、しかしながら、自主的に話し合ひされておる内容が、当面の問題が非常に多いですね。しかし合理化資金の入つては、北炭と話し合いによつて自主的に解決したというケースも実はあるわけですが、しかしながら、一方中小炭鉱においては、ビルド・アップする炭鉱があるわけですが、そうすると、これはなかなか話がきまらぬ。極端なものに言ひ方をすると、鉱区を分譲して、一トン三百円の金を払わなければ鉱区を分譲しないという事例すらもあつて、価格の相場もない。鉱山地代論というものは、歴史的に非常にむずかしい問題があるわけですが、そういう問題が多少あるわけですが、ですから、この鉱区調整機関というものは弾力的に、そういう面もある程度運用するといふ立場に立つのか、それとも、そういう面については従来通り話し合ひでいいではないかという面で行くのか、一歩進めて積極的にやるとすれば、合理化審議会のそういう部会でも作つて積極的にあつせんをしてやる、こういう立場に立つのか、その点のお考えがあれば承りたいと思つておるわけですが、

○佐藤(國務大臣) さすがに岡田さんは専門家だから、実情についてのお尋ねがござります。本来から申しますならば、事業間の自主的な話し合ひということが一番望ましいこととござります。しかしながら、それができておれば問題がないのですが、それができておらない、これが現状でございます。だから問題をさらに積極的に石炭産業の長期のあり方ということで手を染めていくということに、先ほど申すように踏み切る以上、ただいまの問題についてもやはり積極的な考え方を持たざるを得ない。その問題に、私が特に指摘をお願いしたいと思つて、私の特は、企業家自身もそれぞれの立場について、主張があると思つて、組合側においては、それぞれの企業を主体として、組合側の主張が強く出てくると思つて、そういう事柄が、ただいまの自主調整をまとめる上において困難を招きおるわけでございます。ここにやはり思いをいたさなければいけないので、増強群ばかりではございません。維持群においても、すでにそういう問題があるわけですが、最近私、ある炭鉱の話聞いてみると、それは具体的に申してもけっこうですが、たとえば国鉄の志免炭という問題、これなども、過去の経緯から申すと、これはあの山一つをめぐりましていろいろ関係が展開された。だから、そこらに具体的な問題として解決の困難性というものを如実に説明して、関係者の方々の積極的な協力を得ないと、かいたもちになるというか、作文だけはつづけることができるが、また演説だけはつづけることができるが、実効が上がない。やはり関係の方々の全面的な理解協力、また、それを得るのは政府の責任でもあろうと思つて、そういう意味の納得のいく方法をとらないと、なかなか理屈からいいては、現実には実現しない。これは岡田さんが意見をまじえての御意見でございますから、岡田さん御自身を縛るつもりはございませんけれども、私はそういう意味で、政府自身の指導的な立場あるいは行政的な立場、それをや

はり正しい方向のもの、いいものというものは、関係者がそれぞれ推進していくというか、非常にとらわれた観点に立たないということ、これをなくするといふこと、ここに問題のあることを指摘しておきたいと思つておるわけですが、今そういう問題に取り組むということになると、やはり行政官庁が独断専行するわけにはもちろん参りませぬ。やはり各界の協力を得るような方法によつて結論を出していくことが一番望ましい方法だと思つて、しかし自分の方は変わったやり方ではないか、ということになると、必ずそこに問題が起る、そういう問題を克服する努力が関係者一同に必要なんじゃないか、こういうことを実は指摘して、ただいまの方向は私も同感であることを申し上げておきます。

○岡田(利)委員 私は二十一、二年石炭をやつておるのですが、大臣がくろりとはだしの答弁で、まことにおそれいっておるわけですが、今の問題は確かに歴史的な炭鉱の経営の流れがあるわけですが、国鉄の場合でも、国鉄一家主義ということがよくいわれるのですが、炭鉱の場合は特に発生と歴史のなあれから見ると、企業の一企業主義といふのが、いい面もあるが、弊害もあることは、御指摘の通りだと思つておる。そういう点の調整をはかる場合の今の大臣の意見というものは、私は全く同感であると思つておるわけですが、

そこで、次の問題でございますが、今度出されておる合理化臨時措置法の一部改正案であります。いろいろな内容がござりますが、特に、この改正案の要綱の第九番目の有効期間です。法律の有効期間を、昭和四十六年の三月三十一

日まで延長する。これは三十八年の十月で第一期の合理化計画が一応終わるわけですが、この法律の有効期間が延長される。そうしますと、相対的な期間、今から考えますと約十年近い、八年程度の期間が延長される。これは一体どういふ展望に立ってこの法律の延長をされようとするのか、まず第一にそのことを承りたいと思つておられます。

次に、国鉄運賃の保証の期間が三十九年の三月三十一日、それから「採掘権又は鉱業施設の」云々のいわゆる買上げ方式の期間は、昭和四十年の三月三十一日まで、雇用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の貸付が昭和四十三年三月三十一日、この最後の四十三年三月三十一日というものは、この年にやると大体法律の期間と三年間のズレがあるわけですが、これはやはり有効期間を上げる面から考えてどういふ有効期間になったのではなからうかと思つておられる、この意味するものは相当基本的な問題がなければならぬのではないかと、これは私自身判断をするわけです。これは、これからの炭鉱の合理化基本計画といいますが、基本的な考え方も、将来に対する展望がなければ、この期間の延長というものはこのように出ないと実は思つておられるかと、この点の見解を承つておきたいと思つておられます。

○今井(博)政府委員 まず第一に、この法律の有効期間を四十六年三月三十一日まで延長いたしましたのは、ただいま御指摘になりましたような考え方でやったものではございませんで、このたび現在の四十三年という有効期間をここまで延長いたしましたのは、納付金の関係、さらに具体的に申し上げ

げますと、このたび六百二十万トンの非効率炭鉱の整備計画に基づきまして、八割は国の補助金、二割は業者の方からくる納付金によってこれをまかなうことにいたしましたけれども、その納付金を現実に取りづらく、現在の資金繰りからして非常にむずかしいと判断いたしました。当面の間は国の財政投融資の方から合理化事業団が借りてそれをまかないまして、それを納付金でもってあとで返済する、こういう建前になっておりますが、その期間を四年間延長する、こういうことで四十六年というふうにした次第でございます。合理化計画そのものとの関係ではございません。

それから石炭の運賃の問題も、現在も石炭運賃の債務保証を合理化事業団がやっておりますが、この保証の期間を三十九年三月三十一日というのことにいたしましたのは、昨年六月に閣議決定をいたしました、その方針に基づいて期間をここに限定いたしました次第であります。

それから、その次の第二項の、昭和四十三年三月三十一日といたしましたのも、それぞれの仕事の性質からいたしまして、現在考えておられる整備計画が、たとえば炭鉱の整備関係業務につきましては三十九年度末に一応完了するといふふうに考えておられるので、それにあわせてここにいろいろ規定を設けた次第でございます。

雇用促進事業団の関係は、これは雇用促進事業団の法律との関係におきまして、いろいろなことを現在の法律停止予定の時期のままだに据え置いたといふ考へておられます。いわゆる長期の合理化計画とは実は直接関係を持っておられないわけでございます。

○岡田(利)委員 私には、合理化法の昭和四十二年までの期間内に、これから前期三年、後期三年の合理化基本計画を組む、実はいろいろな構想で今合理化計画の基本計画を策定しつつあると思つておられます。そうしますと、これは法律の期限が昭和四十二年でありまして、当然その法律の有効期間内の合理化計画は、これから前期三年、後期三年、昭和四十二年までの合理化計画の基本計画を策定していく、こういうことになると私は思つておられます。しかして今述べられたように、ある部分について、納付金について昭和四十六年までかかるから、この法律の適用期間を延ばす、いろいろなように答弁がなされておられるわけがあります。しかし、現在の合理化臨時措置法そのものの全体の効力が昭和四十六年まで延長されるといふことになって参ります。今大臣から指摘があったように、一応千二百百の目標年次、昭和三十三年の十月、この目標年次が当面の第一段階の目標になって進んでおられます。現在有効期間内の昭和四十二年までの前期後期六年の計画を組むということでありまして、そうするとその関連からいつて、法律の期間を延長するといふ通産省の考え方については、今答弁があったので私も理解しますが、しかし、この部分は部分ではなくて、全体の有効期間が四十六年まで延ばされるわけですね。そうしますと、私は石炭産業の実際、それから、これから未開発炭田の開採等もある程度考慮していくといふ面を総合的に考へますと、やはり少なくとも今から八年、まあ十年くらい、昭和四十五年、所得増進計画の目標年次くらいまでの合理化展望といふものを、むしろ持つべきではない

か。そういう展望の中で毎年度実施計画、前期、後期計画に分けるか、あるいは前期、中期、後期計画に分けるかは別問題として、むしろそういう立場に立つべきではないかという感じが実はするわけですね。四十六年まで合理化臨時措置法そのものの効力があるわけですから、納付金の関係だけではない、これは考へたのであって、あとについては、何か四十二年以降はその効力が全然ストップされるということに、この法律の建前からいって私はならぬと思つておられます。この点はいかがでしょうか。

○今井(博)政府委員 それは、納付金の関係で法律の有効期間を延ばしたわけでもありません。従つて、あと各号に書かれておられるように、特に限定した項目を除きましては、四十六年まで全部生きていくということでございます。しかし、最初申し上げましたように、一応この期間延長は納付金の関係で延ばしたのでございしますが、もちろん現在の合理化計画は三十八年度まで、四十二年までの計画は追つてすぐ今立てなければならぬと考へております。そういう長期計画といふものが四十二年がいいのか、あるいは四十五年がいいのかという議論がございしますが、そういう現在の合理化計画の進捗等を考へまして、さらに法律全体のそういう有効期間については、もしも再検討するつもりであります。

○岡田(利)委員 私は、合理化臨時措置法そのものが昭和四十六年まで有効期間が延長され、しかも石炭の運賃の延納に関する債務の保証は三十九年の三月末までであるといふことになりまして、これは去年とことしの分の保証が昭和三十九年まで続いて、それから取り立てをするといふ考へ方に立つて

おるのか、それとも去年とことしとを保証して、昭和三十八年から取り立てをする、三十八年、三十九年でこれを取り立てるといふ考へ方に立つておるのか、どうもこの点からいっておるのか、どうもこの点からいっておるのか、見解を承りたいと思つておられます。

○佐藤(陸)大臣 石炭運賃の問題について、一応私からお答えいたします。これは、今日やっておりますのは、昨年の閣議決定の線、これを實施に移したといつただけでございます。ただいま御指摘になりましたように、基本的な解決方法を考へておられます。これについてはなお私も関係省、社、公社でございますが、等の間で十分検討いたしております。先ほど大へん基本的な將來のあり方についての私の氣持を率直に御披露いたしました、この問題すら最終的な決定でない現状といふものは、申しわけないことだ、先ほどその反省の一つとして、三十八年までであるからそれできめればいいじゃないかといふことでなしに、きめる方向が大体あるのですから、そういう方向で早急にまとめたい、かように思つておられます。

○岡田(利)委員 次は、第二項の保証であります。これは昭和四十三年三月末

七

まで保証と貸付の期間を定めてあるわけなんです、一応昭和四十二年までの基本計画を通産省としては組むわけですね。前期、後期の六カ年計画を組むわけです。そうすると、四十年という事になりますと、四十二年を前提にして一応現在作業を進められる、そういう基本計画というものを審議会にかけて答申をされるということになりますと、この面もどうも実施をしていく場合と期限の定め方がちがはぐになつておるのではないかと。今前段の運賃の問題については基本的解決について大臣から答弁がありましたので、これは別にこだわらるべき問題ではなくなつたと思うのですが、次の二番目の問題については、この点は一体どういふ考えなのか。この時点になると、もうとにかくこういふものは必要がなくなると、そういう想定なのか、お伺いしたいと思ふのです。

○今井(博)政府委員 四十年といいたしましたのは、これは四十年三月三十一日、三十九年度という意味でございます。今考えておられます新しい整備計画は、三十九年度で完了する、こういう予定になっておりますので、従つてそれに伴う交付金の交付、それから債務の保証、あるいは整備に必要な資金の貸付というものを、一応四十年三月三十一日といいたした次第でございます。これがいろいろな関係でかき延びるといふ問題、あるいはその後さらにそういふものを続行しなければならぬという計画になりますれば、この期間がさらに延長される、こういう関係になります。

これは、今度の閣議決定によつて、政府は権威のある調査団を編成して、石炭鉱業の近代化、合理化及び雇用の実態を調査して、その実態調査の中から調査団が一つの答申を出していく、こういう閣議決定がなされたわけでありますが、この調査団の権威についてはわかるわけでありませんが、問題は機能の問題だと思ふのです。大体この調査団の機能というものは、その対象はどの程度にまで及ぶという構想があるか、たとえば、郡別、あるいは大手、中小、あるいはまた出炭規模、人員規模による炭鉱を想定しておるのか、おそらく全体の炭鉱を、五人十人の日本の六百何何の炭鉱全体を対象としておるのではないかと私は思ふのですが、その対象の規模についてはどういふ程度まで考えられておるのか。この調査団の機能というところが、私は相当問題になつてくると思ふわけですね。これと同時に、調査団の編成方針として、これは中立的な、専門的な機関として持つていくのか、あるいはまた調査団の編成は、数を少なくして、一つの事務局といふものを作つて、この調査団を派遣するの、それとも調査団といふものは、相当な人員によつて編成をされるものか、この構想といふものか、考え方、対象、規模等について、あれば承つておきたいと思ふわけですね。

○佐藤(國務)大臣 この調査団の調査の目標、これは石炭鉱業の近代化、合理化及び雇用の実情調査ということでございます。ただいま御指摘になりますこの中身の問題等については、これは調査団の構成、ことに団長の意向等も十分考慮しなければならぬ、かように思ひます。従ひまして、調査団の編成方法が一つのポイントだと思ひます。ただいま私どもが考えておりますのは、やはり関係省といつたしましては通産、大蔵、労働、この三省を中心でございます。さらには、この事務当局の参加も必要です。さらに、民間から調査団に入つていただく方は、これは中正公正な方、こういう方、利害関係でない方を選ぶ。ですから、労使双方の方は御遠慮願ふ。そういう少数、精鋭ということが望ましいのじゃないかと思ひます。そういう形のものを作る。従ひまして、その調査団ができれば上がつた上で、その内容等、具体的調査の方法等は、調査団と実とはよく相談したい、かように思ひます。ただ、ただいままでのおよその考え方は、あるいは炭田別に考えるのがいいんじゃないのか、個々の会社にまで入るといふことはなかなかむずかしいんじゃないのか、こういうような感じは実は持つております。しかし、個々の会社に全然入らなないで炭田別に調査しろといつたつてでさもない、あるいは特別な問題になつておるもの、特殊な事情でなつておるものは別といたしまして、現在まで合理化等を進めたその実情は、やはり代表的なものが、いい意味においても悪い意味においてもあると思ひます。そういうものについて実情を一つ見ていく、こういうことが望ましいのではないかと、かように思ひます。本日閣議決定をいたしましたので、早急に調査団の編成等にかかるべきだ、かように考えておりますが、きよりの段階ではそこまで進展しておられません。結局通産省が事務的な処理をしなければならぬだろう、かように思ひますので、そういう立場に立つて、そしてこれは内閣総理大臣から特に任命された委員

で、そこに権威を持たし、その答申もそういう意味では内閣総理大臣自身に答申する、こういうことが望ましいのではないかと思ひます。形式もやはり内容の一つだ、かように考えますので、十分形式等も考えて、しかる上で発足したい、かように考えております。

○岡田(利)委員 私は特にこの調査団の任務なり性格によつて、労使双方がその結果納得できるという要件を備えるものになつておるわけですね。そういう点で、実はこのことを非常に重要視いたしておるわけですね。従つて今言われた大臣の構想は、一応の考え方については私も大体同意見を持つておるわけですね。

そこで、この調査団は、当面の問題として石炭鉱業の合理化に伴う整備計画、人員整理及び閉山計画について、これは地域別、炭田別に毎年石炭鉱業審議会において審議検討する。いわゆる合理化法の人の部面については全然今まで考慮しておらなかつたわけでありまして、今度はいわゆる人の問題についても考えている。あるいは終山に伴う一つの地域のいろいろな混乱もありませんから、そういう面についても計画的に考えていくのだ、それを鉱業審議会において審議検討するのだ。この構想は、おそらく私は鉱業審議会の雇用部会なら雇用部会といふものが作られて、そういう中で審議検討されていくのではないかと、実はこういう私自身想定をいたしておるわけですね。

そこで私は、こういうような面が一体どういふ構想なのかということと関係をして、調査団の対象範囲といふますか、対象は一体、この構想と同じように地域別、炭田別に調査をするの

か、この点が非常に問題になつてくると思ふのです。このことも、やはり労使がその結果に基づいてすなおに納得できるのかどうか、そしてその結果に基づくものかどうか、そしてその結果に基づくものかどうかと、すなおに協力態勢がより強くとられていくということになるかどうかといふこと、私は重大な関連があると思ひます。今大臣から言われたことで大体私自身は了解しておるわけでありまして、そういう今申し上げた対象の面を含めて、鉱業審議会で検討するといふもの構想との関連については、一体現時点でどういふ考え方を持たれておるのかお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(國務)大臣 先ほどもちよつと触れたのでございますが、あるいは地域別、炭田別というよりなことになるか、それになりますとも、具体的な実例の会社を全然除くというわけにもいえない、こういうことだろうと思ひます。問題は、調査団ができました上で、団長の意向等も十分何つて、そして実情に合うような調査可能な方法を一つ講じたい、かように思ひます。

それから、ただいまお話しになりました石炭鉱業審議会の問題につきましては、ただいままでのところでも内容が不明確だ、そういう意味ではしばらくは労使双方から、いろいろな問題を提起されておられますので、これは今後一つ前進させて、特に皆さん方の御意見も参照して、こういうように前進した考え方を実は決定いたしましたわけであり

○岡田(利)委員 そうしますと、局長、この後段の方は今すぐ生きないわけですね。後段の審議会の方ですね。審議会の方は調査が終わつたあとにつ

いては関連がどうなっておるか、その間の審議会は活動するの、動くのか、それともこの調査団との関連で答申はこういふことも含めて出るかも知れないわけですね。その関連がどうなるのか。ちょっと私の点は不明確なんです、どういふお考えなんですか。

○今井(博)政府委員 閣議決定に書いてございませぬ審議会の検討の問題は、毎年、現在でも実施計画を案はこの審議会の合理化部会にかけて検討いたしておるわけでありませぬ。これが非常に画々というの、御承知のように全国一本で出してございませぬ。生産数量とかそういうものはまだそれでいいわけです。この合理化計画の特色は整備計画については、こりい情勢でございませぬ、かねがねわれわれは少なくとも地域別、炭田別くらいは出したと思つていろいろ仕事をしておつたのですが、いろいろ関係、デリケートな関係もありませぬ、実は差し控えておつたわけでありませぬ、今度はその実施計画をグレード・ダウンしてやる、こりい意図で実は書いてございませぬ、この調査団の調査とは直接関係が実はないわけです。しかし御指摘のように、調査団が行かれます、あるいはこの問題についてはやはり触れられるだろうと思つたので、それに従つてまたやり方を変えていくといふことは当然考えられるわけでありませぬ。

○岡田(利)委員 私はこの際特に大臣に強く要請したいのは、やはり調査団の編成、調査の仕方ですね。そういうことが非常に大事だと思つたのです。今度の場合にはそのことによつて、すな

おに納得させることができるかどうかという問題も私は出ると思つたのです。これは、困難だと思つたのです。相当忙しい人が、専門につくわけではないのですから、何かをもつて委嘱するわけですから非常に困難だと思つたのです。その点の機能ですね。調査が十分できるような機能という問題が、団の構成とは別に何か考えられなければならぬのじゃないか。それを大臣は、各省のそれぞれエキスパートであるとか、そういう利害関係のないものを充ててくださるようになりたいと思つたのです。そこで私は特に調査については相当力点を置いていたかと思つたのです。極端なものと言ひ方をすると、ある炭田には一回も行かないで全般的な問題について結論を出すといふことになりませぬ、これはやっぱり全般的に納得できないと思つたのです。ですからそれぞれの炭田別に調査をやるためには、団長が全部やつていったら、一年や二年は私にはかかると思つたのです。ですからどうしてこの調査団の構想というのは、もう少し慎重にある程度運用の問題を考えて、編成をする場合に、団長さんの意見もあるでしょうけれども、そういう点を十分検討してもらいたい。そのことは非常にこれから結果が出た場合のことに ついて影響するわけですから、考えてもらいたいといふことが一つと、今言った調査の対象の地域ですね、これをある程度具体的に組んで、そしてその結果についてみんなが納得できるよ

うに、場合によつてはそれぞれの地域で、もちろん経営者側の意見を積極的に聞かなければわからぬでしょうし、

また労働者の要望くらいは聞いてやると、そういうことを聞いて調査する、労働者の考え方も一応参考にしたなら調査もできるでしょうし、そういう民主的な手続は非常に忍耐を要するし、時間もかかることなんです。問題はやはり単にぼつとやつて、政府があと押しすればいいのだといふことであつては、多くの人を納得させることはできないと思つた。そういう点では若干、時間の問題もあるでしょうが、時間が若干かかつて、やはり考えたものについてみながおに納得できるという、この点について重大な配慮を払つてもらいたいといふことを要請すると同時に、大臣の見解を承つておきたいと思つた。

○佐藤(國務)大臣 御指摘の通りでございませぬ。せっかくできた調査団が、その調査の方法なり、その実情に合はず、関係者から誤解を受けるようでは十分の効果が上がらない、かように思つたので、ただいま御指摘になりましたいふやうな炭田別といふことは、どの程度こまかく分け得るか、そこらに一つの問題があるかと思つた。大体炭田別といふえはわかること、そのうちいふ点では誤解はないだろうと思つた。過去の実績等において、あるいはあそこは申しわけがないと思つた。また、現実にはなるほど、特殊ではないかわかりませぬけれども、労使双方の方々から見ても、実情の把握が足りない、こりいことでは調査の答申が権威がないといふことにならうと思つた。たゞいま要望されましては十分一つ徹底するよりに、誠意のある考え方で進んで参りたい、かように思つております。

○多賀(谷)委員 本日の閣議決定で出ました石炭対策について、関連いたしたまひました。二点質問いたしたいと思つた。一つは、「今後の石炭政策」として、「総合エネルギー」対策の確立を図るため、近く通産省内に強力な審議会を設けて審議検討をするものとする。こりいありませぬが、エネルギー対策の確立のい

う方向で日本のエネルギー対策を確立しようといふこと、これを一つお聞かせ願ひたい。

○佐藤(國務)大臣 先ほど岡田さんのお尋ねの中に、私の方から付加して申し上げたものがございます。それはどういふ点か、ちょっと要点だけ申せば、今日まで石炭産業をさらに基礎産業としての安定産業たらしめる、そういう積極的な意図を持っていかないことは、こりいどうもやつてきている事柄は、こりい積極的な面については非常に軽視しておるんじゃないか、当面の問題の処理に追われているのではないか、しかも当面の問題は人員整理に重点を置いていたが、こりいいうものではございませぬ。特に国内産業としての重要性にかんがみて、これを育成強化していくという立場で諸政策を進めていきたい、だから、他の電力料金等の問題にしても、理論的にはもちろん関連がございませぬけれども、いわゆる経済的な観点だけで議論はなかなか入っていきませぬ、政治的には必要か入つておる、こりいとも御理解をいたしたい、政府は積極政策といふか、積極的な立場で推進していくつもりでございませぬ、この点を実はつけ加えさせていただきますのでございませぬ。あるいはお尋ねの点がこりいこととはやや違ひか

と思つた。私は石炭産業の今後のあり方というものは、こりい積極的な面をもつと強く打ち出さないと、こりいでも気がめいりかちの業界にこりいそのまますさを与えておる。だから今回もこりい閣議決定をいたした。だが、本来ならば、昨年閣議決定をして安定産業たらしめるという方向は明示されておるので、今回のような争議なり、あるいは不安定ではないはずなんです、こりい現実には違つておる。その点が非常に遺憾であります。だから閣議決定がただ単に作文に終わらないよりに、実効を上げるよりに進めて参りたい、こりいことを実はつけ加えておいたわけでありませぬ。そのつもりでございませぬので、総合エネルギー対策をいたして、国外資源と国内資源との特性を十分かみ合せて、こりいして総合的な見地に立つてのエネルギー対策を立てていくといふこと、こりいと思つた。こまかな、あるいは価格はどうか、あるいは原料炭はどうだとか、いろいろな問題があるかと思つた。基本的には申しませぬ、積極的な意図を十分理解していただくことが必要だろう、かように考えておる。

○多賀(谷)委員 そうしますと、昨年の第三十九国会における本院の石炭産業危機打開に関する決議に「総合エネルギー」対策の樹立に当たっては、国内エネルギー源を安定供給源として重視する方針を堅持し、その中における石炭産業の位置づけを行なり、こりいことと書いておるのです。大体この趣旨と理解してよろしゅうございませぬか。

○多賀谷委員 次に、これは事務当局でけつこうですが、強力な審議機関を設けるといふのは、具体的にはどういふ方向で考えておられますか。これは通産省設置法の一部改正でも出すわけですか。

○今井(傳)政府委員 御承知のように、通産省に産業構造調査会というのがございまして、その部会にエネルギー部会を設けるといふ予定になっておるのでございしますが、早くこの問題を討議し、出発するといふ意味におきまして、このエネルギーの關係の部会を特別の部会にして、特別の扱いにして運営する。これに現在ございまして石炭産業審議会なり各審議会の有力代表メンバーに参加してもらつて、ほかの部会とは格の違ひ、最高機能的なものにするといふふうな運用をしたらどうかといふふうには実は考えておるわけでございますが、なお、せつかく作るなら、新しい法律を作つて、単独で作つたらどうかといふ御意見もございまして、その辺のところはこれから至急検討したいと思つて、しかし、実際には、早く効果を上げる意味におきましては、現在ある組織を運用した方がかえつていいのではないかと考えて強く持つております。

○多賀谷委員 これはわれわれとして特に意見はないので、法律を提出されるならば、早く設置法の一部改正をして新しい機関を設けられるか、今御指摘のような形でおいでになるならば、早急に確立をしてもらいたい。

そこで、これはやはり立法の問題になるわけだろふと思つて、そういうエネルギー基本法ともいふべきものを大體大臣の頭では考えておられる

のかどろふか、それを開かせ願ひたい。

○佐藤國務大臣 審議会の問題は、たゞいま事務当局がお答えした通りでございます。もうこの国会は、御承知のように、通産省の關係の内閣委員会にかかつておりますものは、成立をしたといふか、衆議院を通過した、こゝういふ状況でございまして、実はその他にもいろいろあるだろふ、かよりに考えますので、いましばらく事務当局が説明する程度で推移さしていただきたい、かよりに実は考えております。

それからその次の問題は、基本法の問題でございまして、最近基本法はやりでございまして、私は基本法といふものが十分効果を上げればけつこうでございまして、先ほどお説き上げになりました国内資源としての石炭の地位を位置づける、そういう抽象的なものが骨子になるだけでは、実はどうも不十分じゃないだろふかと思つて、何れも基本法をそり毛ざらひするわけではございせんが、いやしくも基本法と申します以上、十分検討して、しかる上で出していかなければならぬのじやないか、かよりに実は思つております。

ただ、私先ほど来から申しておりますように、国内資源としての石炭のあり方といふものは、これはよほど重要な問題でございまして、今の業界の方はもちろんのことでございますが、労働使双方とも、また政府も、また消費者の立場にある方も真剣に一つ理解をいただき、そして協力体制を作り上げないで、なかなか容易なことじやないのじやないか、実はかよりに思つております。そういう積極的な考えから各界の協力を得るといふ基本的立場をとつておられますと、今まで非常に不

明確でございまして、気持ちの上から申せば、高いものと安いものと一緒にして、平均価格は安くするのだ、こゝういふような方法も、根本にはその考え方でないし解決がしないのじやないか。高いものに安いものをつり上げていくといふような非経済的な考え方をするよりも、やはり高いものを、それも下げてもありますが、安いものと合わすことによつて適正な価格を形成する、こゝういふ形を政治的には考えざるを得ないだろふ。そのためには特別な協力を得ていかなければならぬだろふ、こゝう実は思つておるのでございまして、過日の商工委員会と本特別委員会との連合委員会におきまして、その点を申し上げたつもりでございまして、しかし、これも各界の協力を得ないと、その政府の考え方はなかなか実現いたしませんから、そゝういふ方向で指導して参りたい、かよりに考えております。

○多賀谷委員 大臣の今後のエネルギー対策に対するいわば一つの方針を出されたわけですが、私非常にけつこうだと思つて、あまり法律にたよるといふこともどうかと思つて、エネルギー、あるいは石炭、石油、水力あるいは天然ガス、将来の原子力、こゝういふ問題、それから国内の問題と外国の問題、これらの調整の問題は、これはおのおの法律では必ずしもないのじやないか、やはり何らか一本の形において基本的なものを出す必要があるのじやないか、こゝういふように考えるわけですか。そこで、あまり基本法ばやりの時代にまた基本法かと言われれば、感じもありませんが、しかし私は、決して法律を作るための法ではないかと思つて、その必要性が出てきておるのじやないかと思つて、ですから、次の国会にはそゝういふ方向で考えになつておるかどろふか。どうも大臣、慎重でなければ、しかし大臣が今おつしやることも、やはりある制度といふものが必要ではないかと思つて、それは石炭、石油あるいは電力、おのおの分野ではなかなかむずかしいので、そこに総合調整の制度的なものが必要である。そゝうする、逆に言いますと、それは基本法ともいふべきものの中における一つの内容になるのではないか、こゝういふように思つて、

○佐藤國務大臣 いろいろ頭のいい方が次々にお考えになりますと、基本法も必要だといふ議論も出てくるかと思つて、しかし、今日当面しておる問題で、こゝまで調整的な規定を必要とする段階になつておるかどろふかと申しますと、やはり業界も政府の考え方に協力してくれておられますので、一応資本主義経済のもとにおいて効果は上がりつつあるのでございまして、従いまして、ただいまの点はなお検討させていただきます。

○多賀谷委員 あまり質問しておると、せつかくアイデアが出ておるの、また引つ込んだりしますが、大臣がどう考えておるか、少しアイデアが出て、それを明確にしていくこととするので、また後退していきうよな感じがするの、すなわち、これは通産省内に石炭でも石油でも電力でもありませんから、あなたの方は自分の省内の問題だからとお気持のようですけれども、これがよその省に分かれておりますと、むしろ通産大臣の方からは、何とか総合的な法律が必要だなんて言われることになると思つて、あなたの方の省内のものだからあまり問題にされておらぬようですけれども、これは私は、

省のどこにかかわらず、やはり方向としてははつきりする必要がありますのではないか、かよりに考えておるわけですか。これ以上は次の機会に譲ります。そこで私は、出炭規模の問題については、今度の閣議決定ではある方向が示唆されたと思つて、一応「当面五千五百万トンの合理化基本計画は変更しないがさらにコスト切り下げの可能な場合には、出炭規模の拡大について、総合エネルギー対策の一環として再検討するものとする。」これは、原則は変わらないけれども、そこにコストが引き下がるという面があるならば、あえて五千五百万トンに拘泥しない、こゝういふ考え方を。この考え方は五千五百万トンをきめるときに、確かに需要業界の方の要請もあつたかと思つて、けれども、もの考え方が当時変更になつておつたといふことを私は指摘したい。と申しますのは、七千二百万トンという数字が出たことがございまして、このときは、増産をすればコストが安くなる、逆に言えば、コストを安くするために増産が必要である。それについて、大體エネルギー需要としてはあるのだから、その需要を裏づけたい、こゝういふことでしたが、その途中で、五千五百万トン以上を出すに逆規模は五千五百万トンくらいで、それ以上出すのは、収獲遞減の法則ではないけれども、むしろ高くなるのだといふ空氣が通産省の中にも出るし、また業界の内部にも、そゝういふ空氣が逆に出てきた。ところが最近の昭和三十七年度の各社の出炭計画を見ると、増産をすることによつてコストを下げよう、こゝういふ動きも出てきておるわけですね。そのときどきの情勢によつて

もの考え方ががらりと変わってき
ておるのは事実ですが、五千五百万ト
ン頭打ちという考え方で、やはりコス
トが安くなるにもかかわらず手控を
しておるといふ面が、われわれにも感
ぜられるわけです。この点はやはり新
しい方向として考えてよろしいでし
うか。

○佐藤国務大臣 ただいま御指摘の点
は、別に五千五百万トンにはこだわら
ない、問題は経済性だ、かように一つ
御理解をいただきたいと思ひます。た
だいま、大量生産をすれば安くなる
というお話が出ておりましたが、そうい
う面もあるだろう。また、ああいり地
下で作業しておりますので、なかなか
大量生産という形に改善のできない
ものもございます。ただ、五千五百万ト
ンだとか、あるいは六千万トンだとか
いう数字にとらわれずと、経済性を
無視してそれだけの炭を確保する、こ
ういうことが今の実情なら陥りやすい
のです。逆に申すと、非効率炭鉱まで
合わせて五千五百万トン出ているん
だ、だから五千五百万トンの炭が必要
ならそれでいいんじゃないかというよ
うな議論になる。これでは私どもは五
千五百万トンだと千二百四下げだ
と、言わなくてもいいことを実は申し
ているわけでございます。だから、非
常に経済性があれば、外貨支払いな
り、あるいは雇用の問題等があること
重要な燃料問題とまで取り組むのかと
いうことに実はなるわけでございます
から、そういう点、誤解のないように
願ひたいと思ひます。だから、先ほど
申しますように、この数量は結局末の
形でしょう。はつきり申せば、経済性
の問題だ。経済性を高めるという方法
がどういふような工夫をされるか、こ

れを政府も労使双方も一つ真剣にな
って考えようじゃないかというのが今の
基本的な考え方でございまして、この
ことを、先ほど申上げました。
○多賀谷委員 政府の掲げます目標と
いうのは、末梢的なものではないわけ
ですね。やはり一つの方針ですから、
それは法的な規制はございませぬけれ
ども、各業界はそれに相応するよう
な生産体制を作るわけですから、あまり
謙遜をされなくて、政府はかくあるん
だということではやはり方針を掲げられ
ないかと、末梢的なものだとかなんとか
いわれると、これは業界としてもかな
り萎縮した面もなきにしもあらず、こ
ういふように考えておるわけです。炭
価引き下げの面につきましては、先ほ
ど岡田さんに答弁があったと思ひます
から省略をいたします。
それから具体的な問題ですが、閣議
決定の四の(2)、第二会社の問題がご
ざいます。第二会社化については、労
使協議の上、双方が雇用対策上必要と
認める場合に限定するものとする。こ
うありますが、この具体的な問題は、や
はり石炭鉱業合理化法による坑口使用
の許可のところの問題を処理されるつ
もりであるか。これは事務当局でけっ
こうですから、お聞かせ願ひたいと思
ひます。

○今井(博)政府委員 坑口の使用許可
の問題は、主として保安の問題が中心
になっております。それに能率その他
を考へて運用することになっておりま
すけれども、そのことによつて第二会
社の問題を直接片づけるということ
は必ずしも適当でないと思ひますが、や
はりそういう問題を考へて行政指導を
積極的にやりました。坑口の使用許可
の運用で行政指導とあわせてこの目的

を達していくようにしたい、またこれ
によつて十分達し得るといふように考
えております。
○多賀谷委員 次の労務供給事業の問
題については、これは次の委員会
労働大臣列席のところでお聞きいたし
たいと思ひます。
さらに「炭鉱労働者の安定職場への
計画的転換の促進に資するため、産炭
地域振興事業団の融資機能の活用を
図る。」これをいわれましたのは、今ま
でに国会で議論のありました、あるいは
今度通過いたしました法律の際にいろ
いろ答弁をされた以上、このことを考へ
ておるかどうか。あるいは具体的な
はどうか。融資機能の活用をはかろう
とするか。制度的な問題はわかろう
りますが、金額その他についてはどう
いふふうにお考えですか、お聞かせ願
ひたい。

○今井(博)政府委員 大筋は、従来当
委員会において御説明しました方針と
は変わりないでございしますが、ただ
あつたときは一般的な産炭地振興とい
うことに重点を置いておつたわけござ
います。しかしこのたび、さらにそれ
に安定職場への計画的な転換というも
のをつけ加えて、融資機能をもつと活
用したらどうかということでありまし
て、もちろん産炭地振興に必要な事業
というものに融資するということは変
わりございせんが、その場合に安定
職場への計画的な転換というもので
きるだけ活用したいということ、さ
らに強化するということ考へておる
わけでございます。それじゃ実際には
どうやるかということ、たとえば一
般的には融資の割合をかりに三割程度
に考へておりましたけれども、計画的
な転換をはかるためには、もっとその

割合をふやす必要があるのじゃない
か、あるいはもう少し期間を伸ばす必
要があるのじゃないか、そういった融
資条件等についても検討する余地
があるだろう。それから融資の金額の
幅も、もちろんこれをどんどん進めて
いけばさらにふやす必要があるのであ
りまして、当面の十億円の中の割りに
つきまして、土地造成とこの融
資との資金の割り振りにつきまして
も、さらにこの見地を考へて再検討す
る必要があるのじゃないか。そうい
つた観点から、この項目の融資機能の活
用というものはかりたい、こうい
う考えであります。
○多賀谷委員 開発銀行の資金はどの
程度のワケですか。また、この閣議決定
がなされてから、どの程度ワケが広
がるわけですか。
○佐藤国務大臣 今予算が出たばかり
でございます、それからこの資金計
画も合わせてできておる状況ござい
ます。ところで、私もこれを特に入
れましたのは、予算的にも、また資金
ワケとしても非常に小さい、今後積極
的に活動するために、できたばかり
の予算ではあるが、それをほみ出した
場合には政府がさらに処理をつける、
実はこういふ考へ方でございます。そ
ういふ点を大蔵大臣初め大蔵省にも強
く実を要望いたしております。これは
皆さん方の御意見をさらに借用いたし
まして、適当な事業なり、あるいは融
資対象等も、そういう意味でなお実際
問題としても検討を続けていきたい、
こういふつもりでございます。
○多賀谷委員 一応予算も通過したこ
とですけれども、適当な事業があり、
そしてそれが安定職場の計画的な転換に
資するという場合には、今の時期に

国務大臣が言われるのはちよつと適当
かどうかわかりませんが、やはり
年度内に必要があればそういう処置
をする、こういふように理解してよろ
しいでしょうか。
○佐藤国務大臣 その通りでございま
す。
○多賀谷委員 次に、「大手の企業に対
しては、炭鉱労働者を解雇する場合
には、解雇された労働者をできるだけ
多く系列会社等に就職させるよう特に
勧奨する。」その次の項は、「炭鉱労働
者の再雇用を促進するため、政府関係
機関、特定の成長産業に対し協力を要
請する。」この二つがございまして、こ
れを具体的にどういふように考へられ
ておるか、お答を願ひたいと思ひます。
○佐藤国務大臣 第一段の問題は、非
常にわかりやすいのは、北海道で失職し
た者を九州の同じ山に使う、同一系列
ならそういふことも考へてもらいたい
が、またその逆の場合もある。その方
が多いでしょうが、そういふことだと
か、あるいはまた、系列会社があつて
石炭産業とは限らないであらう。また
人によつては、今までの坑内作業から
デスク・ワークに変わる人もありま
しょうから、そういう意味のことをま
ず第一に企業体自身が考へる、そうい
うことが望ましいということ、これは申
しておるわけでありまして。また第二の
問題は、今回わすかではございませ
んが、たとえば郵政省が採用するとい
うことをきめるとか、こういふような
ことも積極的に労働者自身も各産業に
対して協力を求めるべきではないか。
一部では、特別に新規採用の場合に
は、その一割なら一割は炭鉱労働者を
割り当てろ、こういふような強い要望
が出ておりますが、そういう立法措置

をとることはどうかと思いますが、少なくともそういう気持ちが出てくること、離職者対策が実効を上げるゆえんだ、かように実は思っているので、特に政府のこういう考え方を明確にいたしましたわけでございます。

○多賀谷委員 政府機関が再雇用について十分考慮するということは、これは身体障害者の場合は立法もあるし、これはちつと違いますが、現実には公共事業の場合には吸収率というものを非常にやかましく言っているわけですが、炭鉱離職者に適した職種というものが、政府関係機関の中にはまだ相当あるのではないかと。その職種には何割ということをおかしくも思いますが、今までの既成概念でおかしいように思われるけれども、政府機関というものは、国のいろいろな政策の中において積極的に動くべきだと思っております。この前は国産品の政府機関における買い上げの話もしたわけですが、中小企業の官公需の確保という問題もあるのだし、この人の面についてもやはり積極的に——政府機関というものは相当の購買力があり、人をかかえているのですから、とにかく国民所得のうちどのくらいを占めるのですか。少なくとも政府予算だつて二兆円でしょう。それから地方自治体だつて二兆円でしょう。それから一般会計でない、公共企業体関係の国鉄、電電等なんかの予算だつて実に莫大なものですか、これは相当努力すればできるのではないかと。そこで、これを積極的に労働者と通産省が話し合つてもらつて、遠慮なく計画を出されること、至当ではないかと思つて、それは適さないものに無理に炭鉱離職者であるから押

しつけるというところは言えませんが、少なくとも今度の郵政職員のような場合には、あれはあんまりみつきでないことではなくて、もう少し採るべきですね。それは郵政職員の中にも必ずしも適した職種でないものもありますけれども、郵便配達なんというのは、炭鉱離職者で十分できるんじゃないですか。これはあまり職種をなを言いますと、若干現在の郵政職員に失礼になる面があると思つて、今話がついていないのは、何人くらいですか。

○佐藤國務大臣 私の方より労働省で御説明するのが適当だろうと思つて、か、かりにワクをきめて、その通り実現はあるいは困難かも知れませんが、今回が最初の試用といふことは、そういう感じもありますので、成績がよければ、これはふやして当然のことでありまして、またいふ人不足の産業の面もございまして、そういう意味では就職あっせんも可能かと思つて、そういう意味から、失業の登録の手續等についても労働省は特別考へる、全国的視野に立つて配分の可能なような道も開けたいことも、実は申しております。しかしいづれにいたしましても、離職者対策というものが万全であるというところはあまり自慢ではございせんので、今のお尋ねの点はよく伺いますけれども、そういう考へ方で処理していきたい。やむを得ず出てきた離職者に対しては、どれだけ効果があるかわからぬにしろ、あらゆる手を尽くし、その方法としての具体的

な方向を実は閣議決定した、かように御了承いただきたいと思つて。

○多賀谷委員 産炭地振興事業団の際にお話しになっていましたね。炭鉱自身が炭鉱以外の企業をやる、しかもそれはいわば労働者の職場を転換さす意味だ、こういうことで職場造成という意味で行なり、これを積極的に進めたい、こういうことをおっしゃつておりましたが、どうもこの閣議決定には見受けられないようですが、どうですか。

○佐藤國務大臣 具体的にさすには書いてございせんが、産炭地振興事業団の仕事の範囲の拡大という意味でお世話をするつもりでおりますし、あるいはまた経営者自身のたぐひを言われるような点は、実際には処理して参るつもりです。だから新しい事業を起す、これがまた中小企業の面とぶつかるというような問題もございまして、けれども、私はやはり総体としての考へ方で進めていきたい、かように思つて。

○多賀谷委員 今私が指摘いたしましたことは、大臣はかなり重点を置いてお答えになっておつたように思つて、これが閣議決定から消えてなくなつた、と言つては語弊がありますけれども、出てこなかつたのはどういふわけですか。

○佐藤國務大臣 出てこなかつたのは、当時あまり議論をしなかつたというところでございます。しかしこれは、石炭業者が石炭業だけにじつくりかまえるというようなことでなしに、さらに有望な事業等に積極的に拡大していくということがあつてしかるべきだ、当然のことだ、また、そういう意味で従業員も増進すべきだ、この

考へ方には、書いてあつたがなからうが、変わりはないと思つて。そういう意味のことは、具体的な問題等があれば積極的にその相談に應ずる、こういう考へ方には変わりございません。御了承願ひます。

○多賀谷委員 書いていらつしやなくて、やつてもらへばけつこうなんです。ただこの委員会でお話しになつただけでは、実効がないと思つて、ですから、これはやはり積極的な一つの施策としてやつてもらいたい、これを希望しまして、本日は終わります。

○有田委員長 次会は来たる九日月曜日午前十時より開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会